

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別種	区試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	材料	必須	道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ~ 95%以上 X _{6~9} 96%以上 X _{3~5} 97%以上 歩道箇所：設計図書による	中規模以上：定期的又は臨時(1,000㎡につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧[4]-210		全幅、全工区で実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		中規模以上の工事：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合 	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別種	区試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
							が該当する。	
7 下層路盤	施工	その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	
8 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	修正CBR 80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別種	区試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
							略できる。	
8 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-10	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-16	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-12	1.2Mpa以上(14日)	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧[2]-106	1.50kg/L以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別種	区試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
							略できる。	
8 上層路盤	材料	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ~ 95%以上 X _{6~9} 95.5%以上 X _{3~5} 96.5%以上	中規模以上：定期的又は随時(1,000㎡につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±6%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時(1回~2回/日)	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。			
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧[4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、 2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 安定処理に適用する。 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧[4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 	
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：定期的又は臨時(1回～2回/日)	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	中規模以上の工事：異常が認められたとき。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別種	区試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
10 セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ~ 95%以上 X ₆₋₉ 95.5%以上 X ₃₋₅ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	中規模以上：定期的又は臨時時(1,000m ² につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	
			その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。	
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧[4]-213, [4]-218	±1.2%以内	中規模以上の工事：異常が認められたとき(1~2回/日)	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。	
11 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧[2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。			○
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別種	区試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	プラント	その他	水浸ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	基準密度の94%以上。 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X _{10~} 96%以上 X _{6~9} 96%以上 X _{3~5} 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	中規模以上：定期的又は随時(1,000m ² につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。 ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または車回回数による管理を行う。	
			温度測定(初庫車前)	温度計による	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
			外観検査(混合物)	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧[1]-84	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別種	区試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
12 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初			
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針（案） ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%				
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%				
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむを得ず行えない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。				
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。	○		
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。	○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時	○		
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	ホワイトベースに使用する場合:40%以下	○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等）1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等）3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、		○		

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別種	区試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認		
21 河川土工			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥度密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦74μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率Va≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または設計図書による。	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			
		その他	コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。				
		22 海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
土粒子の密度試験	JIS A 1202				設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
土の含水比試験	JIS A 1203				設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				設計図書による。	当初及び土質の変化した時。				
土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				設計図書による。	必要に応じて。				
土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				設計図書による。	必要に応じて。				

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別種	区試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
22 海岸土工			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。			
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。			
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ） 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 】 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または設計図書による。	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ） 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 】 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または設計図書による。	築堤は、 $1,000\text{m}^3$ に1回の割合、または堤体延長 20m に3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。	
				または、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土（ $25\% \leq 74\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ） 空気間隙率 $V_a \leq 15\%$ 】 【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は $1,500\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が $2,000\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・ 500m^2 未満：5点 ・ 500m^2 以上 1000m^2 未満：10点 ・ 1000m^2 以上 2000m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
	その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。			
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
22 海岸土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		
				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
				土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		
				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		
				土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 $> 53\text{mm}$ 舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。 または設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合のうち、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。				1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積が1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。			

削除

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
22 海岸土工				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	<p style="text-align: center; border: 2px solid red; padding: 5px;">削除</p>	<p>1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。</p> <p>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</p> <p>3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>		
			その他	土の含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	
				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧[1]-216		設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	
23 砂坊土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径 > 53mm： 舗装調査・試験法便覧「4」-185 突砂法	最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値。	1,000㎡につき1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行なう。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	<p>1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。</p> <p>2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。</p> <p>3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別種	区試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
32 排水性舗装工・透水性舗装工	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的又は随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層および表層用混合物の総使用量が、500 t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度			○
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9%以内			○
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	配合設計で決定した混合温度。			随時
		その他	水浸ホイールトラック キング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による	設計図書による	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイールトラック キング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39	アスファルト混合物の耐流動性の確認		○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17	アスファルト混合物の耐磨耗性の確認		○	
			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧[3]-111	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認		○	
	舗設現場	必須	温度測定 (初期締固め前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場透水試験	舗装調査・試験法便覧[1]-122	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上 (歩道箇所)	1,000m ² ごと。		
		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-97	基準密度の94%以上。 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ 96%以上 X _{6~9} 96%以上 X _{3~5} 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	中規模以上：定期的又は随時(1,000m ² につき1個)。最少3個。 小規模：異常が認められたとき	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。		
		外観検査 (混合物)	目視		随時			

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

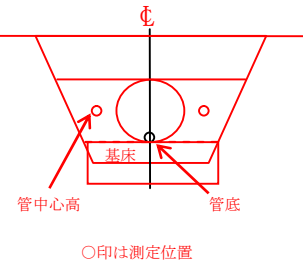
工 種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認
32-2 簡易舗装工	材料	必須	修正CBR試験	舗装試験法便覧 2-3-1	下層路盤：10%以上 上層路盤：60%以上	施工前、材料変更時		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「簡易舗装要綱」3-3による。	施工前、材料変更時		○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	下層路盤 PI：9以下 上層路盤 PI：4以下	施工前、材料変更時		○
			一軸圧縮試験	舗装試験法便覧 2-4-3	上層路盤 セメント安定処理 一軸圧縮強さ [7日間] 2.45N/mm ² (25kgf/cm ²) 以上。 石灰安定処理 一軸圧縮強さ [10日間] 0.69N/mm ² (7kgf/cm ²) 以上。	施工前、材料変更時		○
			アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる	「アスファルト舗装」に準じる	当初及び材料の変化時	加熱アスファルト混合物を使用する場合	○
			カットバックアスファルト	ASTM D 2027, 2028	ASTM D 2027, 2028カットバックアスファルト規格	当初及び材料の変化時	カットバックアスファルトを使用する場合	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装試験法便覧 2-5-3 舗装試験法便覧 3-7-7	路盤：基準密度の93%以上 表層：基準密度の94%以上	1,000m ² に1個 最少3個		
			粒度 (2.36mmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装試験法便覧 3-4-3	路盤：2.36mmふるい：±15%以内 表層：2.36mmふるい：±12%以内	路盤：当初及び材料の変化時 表層：当初及び材料の変化時1		
			粒度 (75μmフルイ)	路盤：JIS A 1102 表層：舗装試験法便覧 3-4-3	路盤：75μmふるい：±6%以内 表層：75μmふるい：±4.5%以内	路盤：当初及び材料の変化時 表層：当初及び材料の変化時		
			アスファルト量抽出 粒度分析試験	舗装試験法便覧 3-9-6	アスファルト量 (表層)：±1.5%	1~2回/日または随時。	瀝青安定処理、表層に適用する。	
32-2 簡易舗装工			ブルーフローリング	舗装試験法便覧 1-7-4		全面	・下層路盤、マカダムおよび浸透式マカダム路盤に適用する。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			温度測定 (敷きならし)	温度計による。	120℃以上	随時	・瀝青安定処理、表層に適用する。 ・測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
		その他	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	随時	下層路盤、粒度調整路盤に適用する。	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工 種	別種	区試験	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表等による確認	
33 プラント再生舗装工	材 料	必須	再生骨材 アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧[2]-14					○
			再生骨材 旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧[4]-238	3.8%以上		再生骨材使用量500 tごとに1回。		○
			再生骨材 旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による 再生骨材の旧アスファルト性状判定方法		20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			再生骨材 洗い試験で失われる量	舗装再生便覧		5%以下	再生骨材使用量500 tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいことどまるものと、水洗後の75μmふるいことどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207		JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
	プラント	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日 中規模以上の工事：定期的又は毎時。 小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数			○
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧[2]-14	75μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
			再生アスファルト量	舗装調査・試験法便覧[4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
		その他	水浸ホイールトラッキング安定度試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による。	設計図書による。	耐水性の確認	○	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39			耐流動性の確認	○	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17			耐磨耗性の確認	○	

試験区分は必要に応じて別途指示すること。

工種	別種	区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
33 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	外観検査 (混合物)	目視		随時		
			温度測定 (初庫圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧[3]-91	基準密度の94%以上。 締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。 X ₁₀ ~ 96%以上 X _{6~9} 96%以上 X _{3~5} 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 締固め度は、個々の測定値が基準密度以上、かつ平均値については以下を満足するものとする。X ₁₀ ~ 95%以上 X _{6~9} 95.5%以上 X _{3~5} 96.5%以上	中規模以上: 定期的又は随時(1,000m ² につき1個)。最少3個。 小規模: 異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上あるいは基層及び表層用混合物の総使用量が500 t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事とは、中規模以上の工事より規模が小さいもの。 ・道路維持作業で単価契約に係るものは省略できる。	
34 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。 規格、品質がミルシートで確認できること。		○
			機械試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督職員と協議のうえ選定する。	
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる		
35 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ: 50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ: 100 μm以下 (ただし、切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRzとする。	
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材: ノッチがあってはならない 二次部材: 1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。			
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。			
		その他	平面度	目視	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)			
			ベベル精度	計測器による計測				
			真直度					

工 種	種別	試験区分	試験方法	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 管水路工 管体基礎 (砂基礎等)	材料	必須	土の締固め試験 土粒子の密度試験 土の粒土試験	JIS A 1210 JIS A 1202 JIS A 1204		工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合		
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	<p>締固めの規定 (JIS A 1210のA・B法) 締固めⅠ 85%以上 締固めⅡ 90%以上</p> <p>締固め土= $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100 (\%)$ </p> <p>上記によらない場合は、特記仕様書による。</p>	<p>延長200m毎に1回。 上記未滿は、2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。</p> 	<p>とう性管に適用する。 管径600mm未滿については、発注者と協議による。</p> <p>とう性管とは ダクタイル鋳鉄管、鋼管、強化プラスチック複合管、硬質塩化ビニール管、ポリエチレン管等をいう</p>	
3 ほ場整備工 (道路土工)	施工	必須	現場密度の測定		道路土工 路体に準ずる。	道路土工 路体に準ずる。		